

謝金等支払基準

1 目的

本基準は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）が、必要な識見を有する者等（以下、「有識者等」という。）に対し協会が主催する会合等への出席又は協会への助言等の提供を求める場合に、有識者等に支払う謝金の基準について定めることを目的とする。

2 支払基準

(1) 会合、会議等

協会が主催する会合・会議等への有識者等の出席に対する謝金の日額は、別表1に定める区分に応じて別表2が定める金額とする。

(2) 助言等

協会が有識者等から助言等を受けるための意見聴取に対する謝金の時間額は、別表1に定める区分に応じて別表2が定める金額とする。

3 交通費

本基準に掲げる会議、会合等、意見聴取に出席するため、公共交通機関を利用してその運賃を負担した出席者等については、その費用を支給する。ただし、その額は、実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出して協会が決定する。

4 その他

本基準により難しい場合にあっては、本基準で定める標準単価を適用せず、総務部長がその都度個別に定めることができる。

附則

(施行期日)

本基準は、2022年5月20日から施行する。

附則（2023年12月20日改正）

(施行期日)

本基準は、2022年12月20日から施行する。

別表 1

分野別職位等				
区分	大学の職位	専門職	民間企業等	地方公共団体等
A	大学学部長	弁護士、医師、公認会計士、評論家	役員	局長相当職
B	大学教授	その他専門職	部長相当職	部長相当職
C	大学准教授以下	—	課長相当職	課長相当職

別表 2

標準単価		
種 別	区分	金額（消費税を含む）
会合、会議等	A	14,000円/日額
	B	12,000円/日額
	C	9,900円/日額
助言等	A	11,300円/時間額
	B	7,900円/時間額
	C	6,100円/時間額

※支払単位が時間額の場合、1時間未満の端数について30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。